

様式第2

処 分 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第75条の2第2項
処 分 の 概 要 : 車両の使用制限命令
原権者 (委任先) : 三重県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法施行令第26条の8 (車両の使用の制限の基準)
処 分 基 準 : 使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別紙に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 せ 先 : 交通部交通指導課放置駐車対策係 (電話059 - 222 - 0110)
備 考 :

別紙

使用制限命令の処分量定基準

前歴の回数・ 納付命令の回数 車両の種類	前歴なし			前歴1回			前歴2回以上
	3回	4回	5回 以上	2回	3回	4回 以上	1回以上
大型自動車、中型自動車、 準中型自動車、大型特殊自 動車又は重被牽引車	30 日	40 日	50 日	60 日	70 日	80 日	3 月
普通自動車	20 日	30 日	40 日	40 日	50 日	2月	2 月
大型自動二輪車、普通自動 二輪車、小型特殊自動車又 は原動機付自転車	10 日	15 日	20 日	20 日	25 日	1月	1 月